

令和 2 年 第 4 回

市 議 会 定 例 会 資 料



目 次

議案第 1 2 1 号關係	-----	1
議案第 1 2 2 号關係	-----	2
議案第 1 2 3 号關係	-----	1 3
議案第 1 2 5 号關係	-----	1 8
議案第 1 2 6 号關係	-----	1 9
議案第 1 2 7 号關係	-----	2 0
議案第 1 2 8 号關係	-----	2 1
議案第 1 2 9 号關係	-----	2 4
議案第 1 3 0 号關係	-----	2 9
議案第 1 3 1 号關係	-----	3 4
議案第 1 3 2 号關係	-----	4 0
議案第 1 3 3 号關係	-----	4 4
議案第 1 3 7 号關係	-----	6 9
報告第 2 1 号關係	-----	7 3
報告第 2 2 号關係	-----	7 4



## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第15号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)	8,104	4,051				4,053
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、PCR検査の実施件数の増加に対応するとともに、公衆衛生行政に係る人員体制を強化するため、報酬、費用弁償、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						
2	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費 (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備 事業費 (社会教育課) (継続費・債務負担行為)	△ 83,827	14,980		△ 103,600		4,793
	新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業を見直したことに伴い、修繕料、工事請負費を増額するほか、消耗品費、委託料、公有財産購入費、負担金補助及び交付金、補償補填及び賠償金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 )	補 正 額	明 明				
	事 業 名 ( 主 管 課 )		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	△ 2,871	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	調査活動費 (議会事務局)						△ 2,871
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、各種行事及び視察が中止又は縮小となったことに伴い、議長及び議員の費用弁償を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
2	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	△ 627	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	普通旅費 (議会事務局)						△ 627
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、各種行事及び視察が中止又は縮小となったことに伴い、普通旅費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
3	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	△ 102	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	全国議長会等負担金 (議会事務局)						△ 102
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、各種会議が中止となったことに伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	△ 115	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	交際費 (秘書広報課)						△ 115
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、各種行事が中止となったことに伴い、市長の交際費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 広報広聴費	△ 603	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	消費生活センター運営事業費 (市民相談課)						△ 603
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、各種イベント、講座、相談等が中止となったこと等に伴い、報償費、印刷製本費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	△ 340	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	総合計画事業費 (企画経営課)						△ 340
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、附属機関の会議を開催しないこととしたため、報酬、費用弁償を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	△ 1,287	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	本庁舎跡地整備事業費 (施設再編整備課)						△ 1,287
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、本庁舎跡地整備事業における旧本庁舎跡地の分筆測量に係る委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	△ 240					△ 240
	文化行政関係経費 (文化生涯学習課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、附属機関の会議開催回数の減少に伴い、報酬を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
9	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	△ 173					△ 173
	ゆかりのまち市民等交流事業関係経費 (男女共同参画課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、青少年交流事業を中止したことに伴い、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
10	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	△ 1,563					△ 1,563
	平和事業関係経費 (男女共同参画課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、ピーストレイン事業等を中止したことに伴い、普通旅費、保険料、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
11	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	△ 297					△ 297
	美術館管理運営事業経費 (文化生涯学習課)		新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、事業の見直しに伴い、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
12	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	△ 235					△ 235
	文化振興関係経費 (文化生涯学習課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、文化祭の規模が縮小したことに伴い、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
13	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	△ 809					△ 809
	開高健記念館管理運営経費 (文化生涯学習課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、開館時間を短縮したこと等に伴い、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
14	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	△ 264					△ 264
	生涯学習推進事業費 (文化生涯学習課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、生涯学習交流サロン事業等を縮小したことに伴い、報償費、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	△ 1,976					△ 1,976
	ホノルル市交流事業費 (秘書広報課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和3年3月に開催予定のホノルルフェスティバルへの参加を中止としたことに伴い、普通旅費、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
16	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 男女共同参画推進費	△ 279					△ 279
	男女共同参画推進事業費 (男女共同参画課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、講座を中止したこと等に伴い、報償費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
17	(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 賦課徴収費	△ 1,664					△ 1,664
	賦課徴収管理経費 (市民税課)		新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、市・県民税普通徴収納税通知書等のプッキング及び封入封緘業務委託等に執行残が生じたことに伴い、印刷製本費、委託料、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
18	(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 賦課徴収費	△ 282					△ 282
	賦課徴収管理経費 (資産税課)		新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、納税通知書等の封入封緘に係る業務委託に執行残が生じたことに伴い、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
19	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	△ 100					△ 100
	民生委員関係経費 (福祉政策課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、講座を中止したこと等に伴い、報償費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
20	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	△ 441					△ 441
	戦没者追悼式等事業費 (福祉政策課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、戦没者追悼式を中止したことに伴い、報償費、消耗品費、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
21	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費	△ 114					△ 114
	障害者支援事業経費 (障害福祉課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、イベント等を中止したことに伴い、使用料及び賃借料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				



## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費 地域生活支援事業費 (障害福祉課)	△ 712	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	△ 306		△ 153			△ 253	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、書面会議への変更、研修会の中止及びふれあい交流会(肢体不自由児(者)、知的障害者)の中止に伴い、報償費、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
23	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 保健体育総務費 ねんりんピックかながわ2021関係経費 (スポーツ推進課)	△ 3,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 3,000	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、ねんりんピックかながわ2021が1年延期となったことに伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
24	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 児童手当費 (子育て支援課)	△ 485	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 485	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、児童手当業務の見直し等に伴い、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
25	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費 地域児童福祉推進事業費 (子育て支援課)	△ 525	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 525	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、子育て支援団体の活動縮小に伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
26	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費 放課後児童健全育成事業費 (保育課)	△ 12,600	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	△ 4,200		△ 4,200			△ 4,200	
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、民設民営児童クラブ運営事業者の公募の結果、1小学校区について選定者無しとなり、開所を見送ったため、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
27	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費 口腔がん検診事業費 (健康増進課)	△ 840	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 840	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、口腔がん検診を中止したことにより、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
28	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費 地域保健対策事業費 (地域保健課)	△ 163	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 163	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、講習会や会議等の中止や縮小に伴い、報償費、普通旅費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
29	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 保健衛生総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 ( 地域保健課 )	△ 34,591	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	△ 7,317					△ 27,274	
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、茅ヶ崎医師会地域外来・検査センターに係る事務の見直しにより、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
30	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 予防費 風しん定期予防接種事業費 ( 健康増進課 )	△ 14,102	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 14,102	
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、風しん定期予防接種の接種数が減少したことに伴い、印刷製本費、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
31	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 母子衛生費 母子訪問指導事業費 ( 健康増進課 )	△ 1,350	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	△ 451		△ 451			△ 448	
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、訪問指導員を一部採用できなかったことに伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
32	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 母子衛生費 母子栄養健康づくり事業費 ( 健康増進課 )	△ 165	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					△ 48	△ 117	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、調理実習を伴う親子食育教室、マタニティクッキング等を中止したことにより、報酬、報償費、費用弁償、消耗品費、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
33	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 環境衛生費 公衆便所関係経費 ( 環境保全課 )	△ 884	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 884	
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、公衆便所清掃業務委託に執行残が生じたことに伴い、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
34	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 環境衛生費 環境施策推進事業費 ( 環境政策課 )	△ 499	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 499	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、啓発業務等を縮小したことに伴い、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
35	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 公害対策費 公害分析調査事業費 ( 環境保全課 )	△ 700	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 700	
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、公害分析調査における各種委託業務の執行残が生じたことに伴い、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
36	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 地域医療センター費	△ 3,052	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 3,052	
	旧地域医療センター解体事業費 (地域保健課)		新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、旧地域医療センター解体事業に係る事務の見直しにより、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
37	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健所費	△ 290	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 290	
	保健所管理運営経費 (保健企画課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、専門職研修が中止やオンライン会議となったこと、また全国保健所長会全国大会等が書面会議となったことに伴い、普通旅費を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
38	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	△ 3,283	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 3,283	
	広域リサイクルセンター管理運営経費 (資源循環課)		新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、広域リサイクルセンター管理運営費に執行残が生じたことに伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
39	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) し尿処理費	△ 242	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 242	
	し尿処理事業経費 (環境保全課)		新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業務委託及びし尿処理手数料納入通知書封入封緘委託に執行残が生じたことに伴い、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
40	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費	△ 220	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 220	
	労働行政推進費 (雇用労働課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、各種イベントが中止となったことに伴い、報償費、印刷製本費、負担金補助及び交付金を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
41	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農地費	△ 3,916	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					△ 2,900	△ 1,016	
	農業用排水路維持管理事業費 (農業水産課)		新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、農業用排水路整備工事を中止したことにより、工事請負費を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
42	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農地費	△ 3,916	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				△ 1,958	△ 1,400	△ 558	
	農とみどりの整備事業費 (農業水産課)		新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、農業用排水路整備工事を中止したことにより、工事請負費を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
43	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費 道の駅整備推進事業費 (産業振興課)	△ 3,047	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				△ 2,700		△ 347	
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、道の駅整備に必要な道路改良工事に係る設計積算業務の委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
44	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (産業振興課)	△ 273,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			△ 273,000				
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対応家賃補助金の交付件数が想定を下回ったことにより、負担金補助及び交付金を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
45	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 観光費 観光施設管理事業費 (産業振興課)	△ 1,133	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 1,133	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、海岸清掃回数を削減したことに伴い、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
46	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 建築指導費 建築指導経費 (建築指導課)	△ 1,537	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 1,537	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、各種イベントが中止となったこと及び事業の見直し等に伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、費用弁償、使用料及び賃借料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
47	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 都市計画事務費 (都市計画課)	△ 630	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 630	
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、事業の見直しに伴い、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
48	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 景観計画推進事業費 (景観みどり課)	△ 107	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 107	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、附属機関の開催回数の見直し等に伴い、報酬、費用弁償、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
49	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 萩園地区産業系市街地整備事業費 (拠点整備課)	△ 4,200	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 4,200	
			新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策として、事業内容の見直しにより市街地整備に係る委託料、負担金補助及び交付金を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
50	(款)土木費(項)都市計画費 (目)緑化推進費	△ 3,383					△ 3,383
	特別緑地保全地区整備推進事業費 (景観みどり課)		新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収及び対象区域における土砂災害特別警戒区域指定による影響の対策として、特別緑地保全地区整備推進事業の一部を一時休止したことにより、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
51	(款)消防費(項)消防費 (目)常備消防費	△ 1,572		△ 102			△ 1,470
	救命活動推進事業費 (消防指導課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、12月未まで各種救命講習会を中止にしたことに伴い、消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料を減額し、また、AEDの更新事業に入札残が発生したことにより、使用料及び賃借料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
52	(款)消防費(項)消防費 (目)常備消防費	△ 110					△ 110
	消防出初式運営経費 (消防総務課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、消防出初式の規模を縮小したことに伴い、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
53	(款)消防費(項)消防費 (目)非常備消防費	△ 3,045					△ 3,045
	消防団活動経費 (警防救命課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、消防団の行事等が中止となったことに伴い、費用弁償を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
54	(款)教育費(項)教育総務費 (目)事務局費	△ 2,722					△ 2,722
	特別支援教育指導関係経費 (学校教育指導課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、響きあい交流送迎バス活用事業を中止したことに伴い、使用料及び賃借料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
55	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	△ 785					△ 785
	施設管理経費 (教育施設課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小学校プール授業が中止となったことに伴い、手数料、委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
56	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 190					△ 190
	業務管理経費 (小和田公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小和田公民館を一時休館したこと等に伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、費用弁償を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
57	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 390					△ 390
	業務管理経費 (鶴嶺公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、鶴嶺公民館を一時休館したこと等に伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、費用弁償を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
58	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 306					△ 306
	業務管理経費 (松林公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、松林公民館を一時休館したこと等に伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、費用弁償を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
59	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 157					△ 157
	業務管理経費 (香川公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、香川公民館を一時休館したこと等に伴い、会計年度任用職員期末手当、費用弁償、燃料費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
60	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 307					△ 307
	施設維持管理経費 (小和田公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小和田公民館を一時休館したこと等に伴い、光熱水費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
61	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 250					△ 250
	施設維持管理経費 (鶴嶺公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、鶴嶺公民館を一時休館したこと等に伴い、光熱水費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
62	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 303					△ 303
	施設維持管理経費 (松林公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、松林公民館を一時休館したこと等に伴い、光熱水費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
63	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 124					△ 124
	施設維持管理経費 (南湖公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、南湖公民館を一時休館したこと等に伴い、光熱水費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事 業 名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明 説				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
64	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 233					△ 233
	施設維持管理経費 (香川公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、香川公民館を一時休館したこと等に伴い、光熱水費を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
65	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 637					△ 637
	公民館活動費 (小和田公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、自主事業講座等を一部中止したことに伴い、報償費、委託料、使用料及び賃借料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
66	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 742					△ 742
	公民館活動費 (鶴嶺公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、自主事業講座等を一部中止したことに伴い、報償費、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
67	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 699					△ 699
	公民館活動費 (松林公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、自主事業講座等を一部中止したことに伴い、報償費、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
68	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 232					△ 232
	公民館活動費 (南湖公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、自主事業講座等を一部中止したことに伴い、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
69	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	△ 541					△ 541
	公民館活動費 (香川公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、自主事業講座等を一部中止したことに伴い、報償費、委託料を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
70	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費	△ 411		△ 23			△ 388
	青少年指導者活動推進費 (青少年課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、青少年指導者育成研修を中止したこと等に伴い、報償費、消耗品費を減額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第16号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
71	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費 青少年健全育成事業費 (青少年課)	△ 2,429	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			△ 1,190		△ 157	△ 1,082	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、自然体験教室等 を中止したことに伴い、報償費、食糧費、保険料、委託料、使用料及び賃借 料、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
72	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費 小学校ふれあいプラザ事業費 (青少年課)	△ 957	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			△ 76			△ 881	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小学校ふれあいプ ラザ及び同運営協議会を一部中止したことに伴い、報償費、通信運搬費、 委託料を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
73	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費 宇宙飛行士展示コーナー関連事業費 (青少年課)	△ 1,061	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 1,061	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、宇宙飛行士展示 コーナーを休館するとともに、宇宙教室事業を一部中止したことに伴い、 報償費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金を減額するも の。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
74	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費 青少年会館管理経費 (青少年会館)	△ 133	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 133	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、青少年会館の夜間 区分の利用を取り止めたことに伴い、報酬を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
75	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費 青少年会館業務運営経費 (青少年会館)	△ 412	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 412	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、自主事業講座を一 部中止したことに伴い報償費、費用弁償、使用料及び賃借料を減額するも の。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
76	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費 茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営 経費 (体験学習センター)	△ 2,050	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					△ 1,744	△ 306	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、体験学習センター の一時休館及びイベントの中止に伴い、報酬、報償費、費用弁償、光熱水 費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
77	(款)教育費(項)社会教育費 (目)図書館費 子ども読書活動推進事業費 (図書館)	△ 100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 100	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、自主事業講座を一 部中止したことに伴い、報償費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				



## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第17号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 財政管理費	10,084	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						10,084	
	財政管理経費 ( 財政課 )		ふるさと納税ポータルサイトの追加等、寄附環境の整備等の影響による、ふるさと納税に係る寄附件数の増加に伴い、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
2	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 財政管理費	17,701	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					17,701		
	ふるさと基金積立金 ( 財政課 )		ふるさと基金に寄附金及び運用益を積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
3	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 会計管理費	1,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,000	
	会計管理経費 ( 収納課 )		コンビニエンスストアでの市税の収納件数の増加に伴い、手数料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
4	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 企画費	2,454	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2,454	
	組織改正関連経費 ( 行政改革推進室 )		令和3年4月1日付けの組織改正に向けて、事務室のレイアウト変更による什器の移設や庁舎サイン改修等の準備作業を行うことに伴い、修繕料、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
5	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 地域活動推進費	1,207	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					36	1,171	
	市民活動推進経費 ( 市民自治推進課 )		市民活動推進基金に寄附金、マッチングギフト方式による上乘せ分及び利子等を積立てることに伴い、積立金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
6	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 徴税费 ( 目 ) 税務総務費	26,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			26,000				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 ( 資産税課 )  ( 繰越明許費 )		新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、り災証明書発行窓口での密着・密集の回避や証明書の円滑な発行のため、り災証明書発行支援システムを導入することに伴い、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
7	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 戸籍住民基本台帳費 ( 目 ) 戸籍住民基本台帳費	3,532	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			3,532				
	個人番号カード等交付事務管理経費 ( 市民課 )		国によるマイナンバーカードの普及及び利活用のための施策の実施により、同カードの申請件数が大幅に増加したことに伴い、関連業務に従事する人員体制の強化等のため、報酬、共済費、費用弁償、通信運搬費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第17号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
8	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 介護保険事業特別会計繰出金 (高齢福祉介護課)	4,141					4,141
	令和3年度介護報酬改定等に伴い、介護保険事務処理システム及び県の介護保険指定機関等管理システムを改修するため、介護保険事業特別会計において委託料及び負担金補助及び交付金を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						
9	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 公的介護施設等整備推進事業補助金 (高齢福祉介護課)	522				522	
	市内の介護事業所が公的介護施設等整備推進事業補助金を受けて過去に整備した施設等において、施設の一部転用を行うため同補助金の一部を市へ返還することに伴い、同補助金の財源として歳入した地域医療介護総合確保基金一部を県へ返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						
10	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費 障害者福祉管理経費 (障害福祉課) (繰越明許費)	7,154	2,601				4,553
	訓練等給付費及び障害児支援給付費の給付件数の増加による審査支払件数の増加及び法改正による障害者自立支援審査支払等システムの改修を行うことに伴い、手数料、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						
11	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費 訓練等給付費 (障害福祉課)	178,544	88,900	44,821			44,823
	訓練等給付費について、共同生活援助、就労継続支援B型等の利用件数及び平均単価の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						
12	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費 障害者生活支援事業費 (障害福祉課)	3,956		1,225			2,731
	障害者生活支援事業費について、グループホーム等利用者家賃補助事業等におけるグループホームの利用者数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						
13	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費 障害児支援給付費 (障害福祉課)	109,778	54,888	27,444			27,446
	障害児支援給付費について、児童発達支援の利用件数の増加及び放課後等デイサービスの利用件数、平均単価の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						
14	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費 神奈川県後期高齢者医療広域連合関係経費 (保険年金課)	83,861					83,861
	後期高齢者医療事業における市町村定率負担金について、令和元年度療養給付費等の実績が確定したことによる変更に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第17号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 (保険年金課)	6,544	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						6,544	
			税制改正に係るシステム改修を行うため、後期高齢者医療事業特別会計において委託料を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
16	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 国民年金事務費 国民年金事務費 (保険年金課)	1,931	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			1,931				
			年金生活者支援給付金業務における所得情報提供のための国民年金システムの改修を行うことに伴い、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
17	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保育課)	30,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				30,000			
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、保育所等における感染防止用品の購入に要する経費や、消毒作業等を行った際の超過勤務手当などのかかり増し経費に対する補助を行うため、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
18	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保育課)	3,500	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				3,500			
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、公立保育園において感染防止用品を購入するため、消耗品費、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
19	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費 放課後児童健全育成事業費 (保育課)	1,326	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,326	
			児童クラブの新たな指定管理者に対し、児童情報の管理及び入所決定通知書等の各種帳票の発行を行うための放課後児童クラブシステムを導入することに伴い、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
20	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保育課)	16,500	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				16,500			
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、児童クラブにおける感染防止用品等の購入に要する経費や、消毒作業等を行った際の超過勤務手当などのかかり増し経費のため、委託料、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
21	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (健康増進課)	106,330	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			60,772	45,558			
			新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の維持に向けて、季節性インフルエンザの流行を抑制するための高齢者インフルエンザ予防接種事業について、県の補助制度を活用した無償化により接種希望者の増加が見込まれることから、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第17号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款)衛生費(項)清掃費 (目)清掃総務費	1,666					1,666
	清掃総務管理経費 (資源循環課)		新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛やライフスタイルの変化による大型ごみ排出量の増加に伴う、大型ごみ証紙等に係る経費の不足に対応するため、印刷製本費、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
23	(款)衛生費(項)清掃費 (目)じんかい処理費	3,387					3,387
	ごみの減量化・資源化推進費 (資源循環課)		新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛やライフスタイルの変化による資源物の排出量の増加を踏まえ、回収量に応じて交付している自治会への補助金を増額することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
24	(款)衛生費(項)清掃費 (目)じんかい処理費	6,208					6,208
	分別収集事業費 (環境事業センター)		新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛やライフスタイルの変化による資源物の排出量の増加を踏まえ、かん及びペットボトルの収集に使用しているネット容器の不足に対応するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
25	(款)商工費(項)商工費 (目)商工振興費	744					744
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (産業振興課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、市の要請により閉鎖した茅ヶ崎サザンビーチ西浜駐車場の利用料金収入等を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
26	(款)土木費(項)道路橋りょう費 (目)道路新設改良費	78,480			38,500		39,980
	狭あい道路整備事業費 (道路管理課)		狭あい道路整備事業費について、想定を超える件数の申請がなされたことに伴い、委託料、公有財産購入費、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
27	(款)土木費(項)都市計画費 (目)都市計画総務費	△ 5,448			△ 8,900		3,452
	香川駅周辺整備事業費 (拠点整備課)  (繰越明許費)		市道7115号線歩道整備事業における補償費の減を踏まえ、国庫補助金の有効活用の観点から、工事請負費、公有財産購入費を増額するとともに、補償補填及び賠償金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
28	(款)土木費(項)都市計画費 (目)都市計画総務費	△ 22,552			△ 14,900		△ 7,652
	浜見平地区拠点整備事業費 (拠点整備課)		市道0202号線(左富士通り)の歩道未整備区間の用地買収に伴い、消耗品費、委託料、公有財産購入費を増額し、新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策のため、委託料、工事請負費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第17号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事 業 名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
29	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 街路事業費	4,059					4,059
	街路事業用地維持管理経費 (道路建設課)		道路予定地の立入防止柵として設置している木柵の腐食が著しく、歩行者等の安全を確保するための修繕を実施することに伴い、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
30	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費	5,130					5,130
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (公園緑地課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として休場した柳島キャンプ場の指定管理者の利用料金収入等を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
31	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	29,975					29,975
	学校施設整備事業費 (教育施設課)  (繰越明許費)		梅田小学校校舎棟西側屋上防水改修及び柳島小学校渡り廊下、理科室及び図工室屋根防水改修のため、工事請負費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
32	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	34,925			31,400		3,525
	施設維持管理経費 (鶴嶺公民館)  (繰越明許費)		空調設備改修のため、工事請負費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
33	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年施設費	767					767
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (体験学習センター)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として換気を行う際に生じる、施設内の湿度対策を行うため、除湿器を設置することに伴い、消耗品費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

後期高齢者医療事業特別会計(令和2年度 補正第2号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 )	補 正 額	説 明				
	( 事 業 名 )		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	8,179	1,635			6,544	
	一般管理経費 (保険年金課)		税制改正に係るシステム改修を行うことに伴い、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和2年度 補正第5号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 一般管理経費 (高齢福祉介護課)	651	325			326	
	令和3年度介護報酬改定等に伴い、県の介護保険指定機関等管理システムの改修に要する経費を負担するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 介護保険事務処理システム改修事業費 (高齢福祉介護課)	7,630	3,815			3,815	
	令和3年度介護報酬改定等に伴い、介護保険事務処理システムを改修するため、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)						

## 令和2年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

公共用地先行取得事業特別会計(令和2年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	3				3	
	一般会計繰出金 (用地管財課)		市道7115号線歩道整備事業用地について、一般会計での買換え面積の増加に伴い、繰出金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				
2	(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 元金	30,146				30,146	
	市債償還金 (用地管財課)		市道7115号線歩道整備事業用地について、一般会計での買換え面積の増加に伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年10月30日)				



茅ヶ崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

財務部に公共施設の再編に関する事務を分掌させることにより、当該事務を財産の管理に関する事務と一体的に推進するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項

3 条例の概要

- (1) 公共施設の再編に関する事務を財務部に分掌させることとした。（第1条関係）
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長の直近下位の内部組織を設置し、その名称及び分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>企画部</p> <p>(1)  〉 略</p> <p>(5)</p> <p>財務部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>財産管理及び公共用地の取得に関する事項</u></p> <p>(3) <u>公共施設の再編に関する事項</u></p> <p>(4)  〉 略</p> <p>(6)</p> <p>略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長の直近下位の内部組織を設置し、その名称及び分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>企画部</p> <p>(1)  〉 略</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>公共建築物の整備及び再編並びに長寿命化に関する事項</u></p> <p>財務部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市有財産</u>に関する事項</p> <p>(3) <u>用地対策</u>に関する事項</p> <p>(4)  〉 略</p> <p>(6)</p> <p>略</p>

茅ヶ崎市事務分掌条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第一百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

- ② 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

## 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

茅ヶ崎ゆかりの人物館及び茅ヶ崎市美術館の運営に関する事項を茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会が審議することにより、総合的な文化生涯学習施策を推進するとともに、審議会に係る事務の効率化を図るため提案する。

## 2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

## 3 条例の概要

## (1) 茅ヶ崎市附属機関設置条例（第1条）関係

茅ヶ崎ゆかりの人物館運営委員会を廃止することとした。（別表関係）

## (2) 茅ヶ崎市附属機関設置条例（第2条）関係

茅ヶ崎市美術館運営委員会を廃止することとした。（別表関係）

## (3) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項、附則第3項関係）

## (4) この条例中、(1)の規定は令和3年1月24日から、(2)の規定は令和3年8月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正 (第1条関係))			
別表 (第2条関係)			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市	略	略	略
	茅ヶ崎市美術品 審査委員会	茅ヶ崎市が収集し、又は寄贈 若しくは寄託を受ける美術品 につき市長の諮問に応じて調 査審議し、その結果を答申す ること。	6人以内
長	茅ヶ崎ゆかりの 人物館運営委員 会	茅ヶ崎ゆかりの人物館の運営 に関する事項につき市長の諮 問に応じて調査審議し、その 結果を答申し、又は建議する こと。	8人以内
略	略	略	略
略	略	略	略
(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正 (第2条関係))			
別表 (第2条関係)			
附属機関	附属機関		
附属機関	附属機関		

の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市	略	略	略
	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会	茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	14人以内
長	茅ヶ崎市美術館運営委員会	茅ヶ崎市美術館の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	12人以内
	略	略	略
略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
美術品審査委員会委員	略	略	美術品審査委員会委員	略	略
			ゆかりの人物館運営委員会委員	日額	10,000円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
文化生涯学習プラン推進委員会委員	略	略	文化生涯学習プラン推進委員会委員	略	略
			美術館運営委員会委員	日額	10,000円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。



茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

経営形態その他の茅ヶ崎市立病院の在り方に関する事項について、専門的判断を求め、及び広く意見を聴取するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項。

3 条例の概要

- (1) 市長の附属機関として茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会を設置することとし、その設置の目的及び委員の数を定めることとした。（別表関係）
- (2) 茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会の委員の報酬の額を定めることとした。（附則第2項関係）
- (3) この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	委員の数	設置目的	委員の数
市	略	略	略
	茅ヶ崎市立病院運営協議会	茅ヶ崎市立病院の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	茅ヶ崎市立病院の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。
長	略	略	略
	茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会	経営形態その他の茅ヶ崎市立病院の在り方に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	
略	略	略	略
略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
市立病院運営協議会 委員	略	略	市立病院運営協議会 委員	略	略
市立病院在り方検討 委員会委員	日額	10,000円			
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会規則について

### 1 提案の理由

茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき設置された茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

### 2 根拠法規

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）第3条

### 3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会（以下「委員会」という。）は、経営形態その他の茅ヶ崎市立病院の在り方に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする事とした。（第2条関係）
- (2) 委員会の委員は、市民、医療関係団体の代表者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱すること等とした。（第3条関係）
- (3) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めることとし、委員長の職務を定めること等とした。（第4条関係）
- (4) 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となることとし、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと等とした。（第5条関係）
- (5) 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとした。（第6条関係）
- (6) 委員会の庶務は、事務局病院経営企画課において処理することとした。（第7条関係）
- (7) この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第8条関係）
- (8) この規則は、令和3年1月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、  
所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

- (1) 引用条項を改めることとした。（別表第1関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略	略
9 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項の規定に基づき薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査又は同条第13項の規定に基づき薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認された事項の一部の変更の承認の申請に対する審査	略	9 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項の規定に基づき薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査又は同条第9項の規定に基づき薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認された事項の一部の変更の承認の申請に対する審査	略
略	略	略	略
備考 1 略 2 略		備考 1 略 2 略	

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。



域整備法施行令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び独立行政法人労働者健康安全管理法施行令について、政令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める等の改正を行うこととした。(第一条及び第四条、第六条関係)

二 覚せい剤取締法施行令及び覚せい剤原料を指定する政令の一部改正

覚せい剤取締法施行令の題名を「覚醒剤取締法施行令」に、覚せい剤原料を指定する政令の題名を「覚醒剤原料を指定する政令」に改めるとともに、政令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める等の改正を行うこととした。(第二条及び第三条関係)

三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正

大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、厚生労働大臣の許可を受けて医療を行う外国医療関係者に対して適用する法律として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六三号、以下「改正法」という。)第四条の規定による改正後の覚醒剤取締法第三〇条の七第一三号、第三〇条の九第一項第六号、第三〇条の一三及び第三〇条の一四第二項の規定を追加するとともに、政令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改めることとした。(第七条関係)

四 この政令は、改正法第四条(覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第四一〇号)防衛省

1 自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。(第二四条関係)

2 この政令は、公布の日から施行するほか、必要な施行期日等を定めることとした。

政 令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行期日は令和二年九月一日とし、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年八月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年十二月一日とする。ただし、改正法第一条(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十五項の改正規定に限る。)、第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)、及び第五条(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十四条第五項の改正規定(覚せい剤取締法)を「覚醒剤取締法」に改める部分に限る。))に限る。の規定並びに改正法附則第十三条、第十五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の項の改正規定に限る。)、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第一百五條の三第一項の改正規定に限る。)、第二十四條から第二十六條まで、第二十九條、第三十二條及び第三十八條の規定の施行期日は、令和二年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗  
 法務大臣 三好 雅子  
 財務大臣 麻生 太郎  
 厚生労働大臣 加藤 勝信  
 農林水産大臣 江藤 拓  
 経済産業大臣 梶山 弘志  
 環境大臣 小泉進次郎  
 防衛大臣 河野 太郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(薬剤師法の一部改正)

第八條 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の二に次の一項を加える。

2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認めるときには、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たつてゐる者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

第二十八條第二項中「したときは」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項ただし書を削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二條及び第三十九條の規定 公布の日

二 第二條の規定、第四條(覚せい剤取締法第九條第一項第二号の改正規定に限る。)の規定及び第六條の規定並びに次條、附則第五條、第六條、第八條、第十一條第二項、第十六條及び第二十條の規定、附則第二十二條(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第六十五條の五第二項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第二十三條、第二十八條、第三十一條、第三十四條及び第三十六條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三條及び附則第七條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(保管のみを行う製造所の登録に関する経過措置)

第二條 第二條の規定の施行の際現に医薬品、医薬部外品又は化粧品について同条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「第二号旧医薬品医療機器等法」という。)第十三條第一項の許可を受けている者の当該許可に係る製造所が保管(第二條の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「第二号新医薬品医療機器等法」という。))第十三條の二の二第一項に規定する保管をいう。以下同じ。)のみを行っているものであるときは、当該許可を受けている者が、当該許可に係る第二号旧医薬品医療機器等法第十三條第三項に規定する期間が経過するまでに厚生労働省令(専ら動物のために使用されることが目的とされてゐる医薬品又は医薬部外品にあつては、農林水産省令。次項において同じ。)で定めるところにより申し出たときは、当該製造所について第二号新医薬品医療機器等法第十三條の二の二第一項の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録に係る同条第四項に規定する期間は、当該製造所について受けた当該許可に係る第二号旧医薬品医療機器等法第十三條第三項に規定する期間の残存期間とする。

2 第二條の規定の施行の際現に医薬品、医薬部外品又は化粧品について第二号旧医薬品医療機器等法第十三條の三第一項の認定を受けている者の当該認定に係る製造所が保管のみを行っているものであるときは、当該認定を受けている者が、当該認定に係る同条第三項において準用する第二号旧医薬品医療機器等法第十三條第三項に規定する期間が経過するまでに厚生労働省令で定めるところにより申し出たときは、当該製造所について第二号新医薬品医療機器等法第十三條の三の二第一項の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録に係る同条第二項において準用する第二号新医薬品医療機器等法第十三條の二の二第四項に規定する期間は、当該製造所について受けた当該認定に係る第二号旧医薬品医療機器等法第十三條の三第三項において準用する第二号旧医薬品医療機器等法第十三條第三項に規定する期間の残存期間とする。

(選任外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出等に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「旧医薬品医療機器等法」という。)第十九條の三に規定する変更をした者であつて、同条の規定による届出をしていないものについては、第一條の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「新医薬品医療機器等法」という。)第十九條の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧医薬品医療機器等法第二十三條の二の十八に規定する変更をした者であつて、同条の規定による届出をしていないものについては、新医薬品医療機器等法第二十三條の二の十八第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧医薬品医療機器等法第二十三條の三十八に規定する変更をした者であつて、同条の規定による届出をしていないものについては、新医薬品医療機器等法第二十三條の三十八第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(認証の申請に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前に旧医薬品医療機器等法第二十三條の二の二十三第一項又は第六項の規定により行われた認証の申請に係る資料については、新医薬品医療機器等法第二十三條の二の二十三第三項の規定は、適用しない。

(医薬品、医療機器又は再生医療等製品の容器等の記載事項に関する経過措置)

第五條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)から起算して二年を経過する日までの間に製造販売をされた医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての第二号新医薬品医療機器等法第五十二條第一項、第六十三條の二第一項又は第六十五條の三の規定の適用については、第二号新医薬品医療機器等法第五十二條第一項、第六十三條の二第一項及び第六十五條の三の三「その容器又は」とあるのは「これに添付する文書又はその容器若しくは」と、「符号」とあるのは「符号又は同項に規定する注意事項等情報」とする。

(添付文書等記載事項の届出等に関する経過措置)

第六條 第二條の規定の施行の際現に医薬品、医療機器又は再生医療等製品について第二号旧医薬品医療機器等法第五十二條の二第一項、第六十三條の三第一項又は第六十五條の四第一項の規定によりされている届出は、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての第二号新医薬品医療機器等法第六十八條の二の三第一項の規定によりされた届出とみなす。

2 第二條の規定の施行の際現に医薬品、医療機器又は再生医療等製品について第二号旧医薬品医療機器等法第五十二條の二第二項、第六十三條の三第二項又は第六十五條の四第二項の規定によりされている公表は、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての第二号新医薬品医療機器等法第六十八條の二の三第二項の規定によりされた公表とみなす。

(医薬品等を識別するための符号の容器への表示等に関する経過措置)  
第七條 第三條の規定の施行の際現に存する医薬品、医療機器又は再生医療等製品については、同条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八條の二の五の規定は、適用しない。

(課徴金納付命令等に関する経過措置)  
第八條 第二号新医薬品医療機器等法第七十五條の五の二から第七十五條の五の十九までの規定は、第二号施行日以後に行われた第二号新医薬品医療機器等法第七十五條の五の二第一項に規定する課徴金対象行為について適用する。

(治験使用薬物等の副作用等の報告に関する経過措置)  
第九條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十條の二第二項の規定により届け出られた計画に係る治験(施行日前に同項ただし書の規定により開始した治験を含む。)については、新医薬品医療機器等法第八十條の二第六項、第七項及び第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 監督（第六十九条―第七十六条の三）」を「第十三章 監督（第六十九条―第七十六条の三の三）」に、「第十四章 医薬品等行政評価・監視委員会（第七十六条の三の四―第七十六条の三の十二）」を「第十四章」を「第十五章」に、「第十五章」を「第十六章」に、「第十七章」を「第十八章」に、「第十八章」を「第十九章」に改める。

2 薬局において調剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の販売若しくは授与の業務に従事する薬剤師は、薬剤又は医薬品の適切かつ効率的な提供に資するため、医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することにより、医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。

3 薬局開設者は、医療を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図るとともに、当該薬局において薬剤師による前項の情報の提供が円滑になされるよう配慮しなければならない。

2 第二条第十二項中「業務」の下に「並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務」を、「開設者が」の下に「併せ行う」を加え、「併せ行う場合には、その販売業」を削り、同条第十五項中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同条第十六項中「再生医療等製品を」の下に「先駆的医薬品」とは、同条第二項の規定による指定を受けた医薬品を、「先駆的医療機器」とは、同項の規定による指定を受けた医療機器を、「特定用途医療機器」とは、同項の規定による指定を受けた再生医療等製品を、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

4 第四条第五項第三号イ中「第十四条第八項」を「第十四条第九項」に改める。  
9 第九條の三第一項中「対面」の下に「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む」を加え、同条に次の二項を加える。  
5 第一項又は前項に定める場合のほか、薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師にその内容を記録させなければならない。

師に、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握させるとともに、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者に対して必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

6 薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に第一項又は前二項に規定する情報の提供及び指導を行わせたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬剤師にその内容を記録させなければならない。

第十四条第十一項中「第九項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項を第十四項とし、第九項を第十三項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に関し、第五項の規定に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととした医薬品について第一項の承認をする場合には、当該医薬品の使用の成績に関する調査の実施、適正な使用の確保のために必要な措置の実施その他の条件を付してするものとし、当該条件を付した同項の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該条件に基づき収集され、かつ、作成された当該医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料を厚生労働大臣に提出し、当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査を受けなければならない。この場合において、当該条件を付した同項の承認に係る医薬品が厚生労働省令で定める医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従って収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

11 厚生労働大臣は、前項前段に規定する医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料の提出があつたときは、当該資料に基づき、同項前段に規定する調査（当該医薬品が同項後段の厚生労働省令で定める医薬品であるときは、当該資料が同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査及び同項前段に規定する調査）を行うものとし、当該調査の結果を踏まえ、同項前段の規定により付した条件を変更し、又は当該承認を受けた者に対して、当該医薬品の使用の成績に関する調査及び適正な使用の確保のために必要な措置の再度の実施を命ずることが出来る。

12 第十項の規定により条件を付した第一項の承認を受けた者、第十項後段に規定する資料の収集若しくは作成の委託を受けた者又はこれらの役員若しくは職員は、正当な理由なく、当該資料の収集又は作成に関しその職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であつた者についても、同様とする。

第十四条第七項中「希少疾病用医薬品」の下に「先駆的医薬品又は特定用途医薬品」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医薬品が、希少疾病用医薬品、先駆的医薬品又は特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものである場合であつて、当該医薬品の有効性及び安全性を検証するための十分な人数を対象とする臨床試験の実施が困難であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第三項の規定により添付するものとされた臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする事が出来る。

第十四条の二第二項中「同条第五項及び第六項」を「同条第六項、第七項及び第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同条第三項中「同条第六項（同条第九項）」を「同条第七項若しくは第十一項（これらの規定を同条第十三項）」に改め、同条第四項中「前条第十項」を「前条第十四項」に改める。  
第十四条の三第一項中「第五項、第六項及び第八項」を「第六項、第七項及び第九項」に改める。

茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に鑑み、介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる場合を定める等のため提案する。

2 根拠法規

介護保険法（平成9年法律第123号）第81条第2項

3 条例の概要

- (1) 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があるときは、介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができることとした。  
（第5条関係）
- (2) 介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる経過措置の適用を、令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
- (3) 令和9年3月31日までの間、令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所は、同日における管理者である介護支援専門員を引き続き管理者とすることができることとした。（附則第3項関係）
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(管理者)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。以下 _____ 同じ。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。<u>附則第2項において同じ。</u>）でなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>

茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例参照条文

○介護保険法

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅介護支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定居宅介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）による改正後のもの）

（管理者）

第三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）による改

正後のもの)

附 則

(管理者に係る経過措置)

第三条 令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。

2 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第二条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第二条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する」とあるのは「引き続き、令和三年三月三十一日における管理者である介護支援専門員を」とする。

## 茅ヶ崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

屋外広告物の表示者等に屋外広告物の点検を行わせることにより屋外広告物の落下等を予防するとともに、広告により得た収入を地域における取組等の財源に充てるために表示し、又は設置する広告物又は掲出物件に係る規制を緩和する等のため提案する。

## 2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項及び第252条の17の2
- (2) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第28条

## 3 条例の概要

- (1) 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用に充てるものについては、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、禁止地域及び禁止物件の規定を適用しないこと等とした。（第9条関係）
- (2) 市長は、法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用に充てるものを表示し、又は設置する許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができること等とした。（第11条関係）
- (3) 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用に充てるものを表示し、又は設置する許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、市長の許可を受けなければならないこと等とした。（第12条関係）
- (4) 広告物の表示者等（広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者をいう。以下同じ。）は、当該広告物の補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならないこととした。（第15条関係）
- (5) 広告物の表示者等は、特定屋外広告物安全管理者と同様の資格を有する者に、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならないこと等とした。（第15条の2関係）
- (6) 特定屋外広告物安全管理者は、規則で定める資格を有する者でなければならないこととした。（第16条関係）



- (7) 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用に充てるもの等の許可をしようとするときは、茅ヶ崎市景観まちづくり審議会の意見を聴かなければならないこととした。(第35条関係)
- (8) 規定を整備することとした。(第5条関係)
- (9) 所要の規定を整備することとした。(附則第2項、附則第3項、改正附則第3項関係)
- (10) この条例は、令和3年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止物件)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる物件には、貼り紙 ____、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示 してはならない。</p> <p>(1)</p> <p>↳ 略</p> <p>(4)</p> <p>4 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法人その他の団体が表示し、又は設置する広 告物又は掲出物件であって、その広告料収入を 地域における公共的な取組であって市長が定め るものに要する費用の全部又は一部に充てるも のについては、規則で定めるところにより市長 の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限 り、第4条及び第5条（第1項第1号から第4 号まで及び第5号（公衆便所を除く。）を除く 。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>4 <u>公益上必要な施設又は物件で規則で定めるも のに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件 であって、その広告料収入を当該公益上必要な 施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充 てるものについては、規則で定めるところによ り市長の許可を受けて表示し、又は設置する場 合に限り、第4条の規定は、適用しない。</u></p> <p>5 略</p> <p>(許可の期間及び条件)</p> <p>第11条 市長は、第6条又は第9条第3項若し くは第4項の規定による許可をする場合におい ては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を 形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対 する危害を防止するために必要な条件を付する ことができる。</p> <p>2</p> <p>↳ 略</p> <p>4</p> <p>(変更等の許可)</p> <p>第12条 第6条又は第9条第3項若しくは第4 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に 係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造し ようとするとき（規則で定める軽微な変更又は 改造をしようとするときを除く。）は、市長の</p>	<p>(禁止物件)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる物件には、貼り紙（ポスターを含 む。）<u>、</u>貼り札等、広告旗又は立看板等を表示 してはならない。</p> <p>(1)</p> <p>↳ 略</p> <p>(4)</p> <p>4 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(許可の期間及び条件)</p> <p>第11条 市長は、第6条 ____の規定による許可をする場合におい ては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を 形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対 する危害を防止するために必要な条件を付する ことができる。</p> <p>2</p> <p>↳ 略</p> <p>4</p> <p>(変更等の許可)</p> <p>第12条 第6条 ____の規定による許可を受けた者は、当該許可に 係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造し ようとするとき（規則で定める軽微な変更又は 改造をしようとするときを除く。）は、市長の</p>

許可を受けなければならない。

2 略

(管理義務)

第15条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第15条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、次条第2項に規定する規則で定める資格を有する者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可又は許可の期間の更新の申請をする者(第6条の規定による許可の申請をする者)は、現に設置されている掲出物件に広告物を表示しようとする場合に限り、規則で定めるところにより前項に規定する点検の結果を市長に提出しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第16条 略

2 前項の特定屋外広告物安全管理者は、規則で定める資格を有する者で

なければならない。

3 略

(審議会への諮問)

第35条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ茅ヶ崎市景観まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 第9条第3項若しくは第4項又は第13条第1項の規定による許可をしようとするとき

(4) 略

(5) 略

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行前に神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により

許可を受けなければならない。

2 略

(管理義務)

第15条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者

は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第16条 略

2 前項の特定屋外広告物安全管理者は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第32条第1項各号のいずれかに該当する者をもって充てなければならない。

3 略

(審議会への諮問)

第35条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ茅ヶ崎市景観まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 第13条第1項

の規定による許可をしようとするとき

(4) 略

(5) 略

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行前に神奈川県屋外広告物条例(以下「県条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により

された処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

された処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

茅ヶ崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

○屋外広告物法

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第七条第一項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

○神奈川県屋外広告物条例

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第47条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市及び大和市が処理することとする。

茅ヶ崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正) 別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
手数料を徴収する事務	金額	摘要	手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略	略	略	略	略
167 茅ヶ崎市屋外 広告物条例(平成2 2年茅ヶ崎市条例第 45号)第6条、第 9条第3項若しくは 第4項若しくは第1 3条第1項の規定に 基づく屋外広告物若 しくは屋外広告物を 掲出する物件(以下 この項において「広 告物等」という。)の 表示等の許可、同 条例第11条第3項 (同条例第12条第 2項において準用す る場合を含む。)の 規定に基づく広告物 等の表示等の許可の 期間の更新又は同条 例第12条第1項の 規定に基づく広告物 等の変更の許可の申 請に対する審査	略	略	167 茅ヶ崎市屋外 広告物条例(平成2 2年茅ヶ崎市条例第 45号)第6条____  ____若しくは第1 3条第1項の規定に 基づく屋外広告物若 しくは屋外広告物を 掲出する物件(以下 この項において「広 告物等」という。)の 表示等の許可、同 条例第11条第3項 (同条例第12条第 2項において準用す る場合を含む。)の 規定に基づく広告物 等の表示等の許可の 期間の更新又は同条 例第12条第1項の 規定に基づく広告物 等の変更の許可の申 請に対する審査	略	略
略	略		略	略	
備考 1 略 2 略			備考 1 略 2 略		

## 茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則について

### 1 提案の理由

茅ヶ崎市屋外広告物条例の改正に伴い、屋外広告物の表示者等に義務付けた屋外広告物の点検を実施する者の資格要件を定める等のため提案する。

### 2 根拠法規

茅ヶ崎市屋外広告物条例（平成22年茅ヶ崎市条例第45号）第39条

### 3 規則の概要

- (1) 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する許可を受けようとするときに提出する屋外広告物（表示・設置・更新）申請書に添付するものに、屋外広告物安全点検報告書を加えること等とした。（第3条、第1号様式、第5号様式関係）
- (2) 公益上必要な施設又は物件は、国又は地方公共団体が表示し、又は設置した案内板、掲示板その他これらに類するものとする事とした。（第5条関係）
- (3) 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する許可の期間の更新を受けようとするときに提出する屋外広告物（表示・設置・更新）申請書に添付するものに、屋外広告物安全点検報告書等を加えることとした。（第7条、第1号様式、第5号様式関係）
- (4) 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する許可の変更又は改造を受けようとするときに提出する屋外広告物（変更・改造）申請書に添付するものに、屋外広告物安全点検報告書等を加えることとした。（第9条、第2号様式関係）
- (5) 広告物又は掲出物件の点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、支持部、取付部等の変形、腐食若しくは緩み、広告板の変形、腐食若しくは破損、又は照明装置の破損若しくは変形その他必要な項目について行うものとする事とした。（第10条の2関係）
- (6) 特定屋外広告物安全管理者は、屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者をいう。以下同じ。）等とする事とした。（第11条の2関係）
- (7) 特定屋外広告物安全管理者の設置に係る届出には、屋外広告士等であることを証する書類又はその写しを添付しなければならないこととした。（第12条、第6号様式関係）
- (8) 特定屋外広告物安全管理者の変更に係る届出には、屋外広告士等であることを証する書類又はその写しを添付しなければならないこととした。（第13条、第7号様式関係）
- (9) 車体を利用した広告の基準について、掲出する車体を電車の外面を利用するもの、

路線バスの外面を利用するもの及び自動車等（路線バスを除く。）の外面を利用するものに区分し、それぞれ広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定めることとした。（別表第3関係）

(10) 規定を整備することとした。（第14号様式関係）

(11) 所要の規定を整備することとした。（第10条、第3号様式、第4号様式関係）

(12) この規則は、令和3年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。



茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第6条、第9条第3項若しくは第4項又は第13条第1項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物(表示・設置・更新)申請書(第1号様式)正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 〽 略</p> <p>(3) (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する 場所が、他人の所有又は管理に属する場合には、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書</p> <p>(5) <u>現に設置されている掲出物件に広告物を表示する場合には、第10条の2第3項に規定する報告書</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略 (適用除外の広告物等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 〽 略</p> <p>6</p> <p>7 条例第9条第4項に規定する公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものは、国又は地方公共団体が表示し、又は設置した案内板、掲示板その他これらに類するものとする。</p> <p>8 条例第9条第5項第1号の規則で定める広告物又はその掲出物件は、次の各号のいずれにも該当する貼り紙 _____、貼り札等、広告旗若しくは立看板等又はこれらの掲出物件とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(更新の許可の申請)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第6条 _____ 又は第13条第1項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物(表示・設置・更新)申請書(第1号様式)正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 〽 略</p> <p>(3) (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他人の所有又は管理に属する場合には、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略 (適用除外の広告物等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 〽 略</p> <p>6</p> <p>7 条例第9条第3項第1号の規則で定める広告物又はその掲出物件は、次の各号のいずれにも該当する貼り紙(ポスターを含む。以下同じ。)、貼り札等、広告旗若しくは立看板等又はこれらの掲出物件とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(更新の許可の申請)</p>

第7条 条例第11条第3項(条例第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物(表示・設置・更新)申請書正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 略
- (2) 広告物又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を確認することのできる天然色写真及び点検箇所ごとの写真(当該広告物又は掲出物件の補修を行った場合にあつては、その前後の写真を含む。)
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書
- (4) 第10条の2第3項に規定する報告書

(5) 略

2 略

(変更等の許可の申請)

第9条 条例第12条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物(変更・改造)申請書(第2号様式)正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 案内図

(2) 広告物又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を確認することのできる天然色写真及び点検箇所ごとの写真(当該広告物又は掲出物件の補修を行った場合にあつては、その前後の写真を含む。)

(3) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面

(4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(5) 第10条の2第3項に規定する報告書

(6) その他市長が必要があると認める図書

2 略

(許可の表示)

第10条 条例第14条第1項の許可の証票は、第3号様式とする。

2 条例第14条第1項ただし書の許可の証印は、第4号様式とする。

(点検)

第7条 条例第11条第3項(条例第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物(表示・設置・更新)申請書正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 略
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書
- (3) 広告物又は掲出物件の状況を確認することができる天然色写真
- (4) 屋外広告物自主点検結果報告書(第2号様式。当該広告物又は掲出物件が第11条に定める基準に該当する広告物又は掲出物件である場合にあつては、条例第16条第1項の特定屋外広告物安全管理者が行った自主点検等に係るものに限る。)

(5) 略

2 略

(変更等の許可の申請)

第9条 条例第12条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物(変更・改造)申請書(第3号様式)正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 案内図

(2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面

(3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(4) 広告物又は掲出物件の状況を確認することができる天然色写真

(5) その他市長が必要があると認める図書

2 略

(許可の表示)

第10条 条例第14条第1項の許可の証票は、第4号様式とする。

2 条例第14条第1項ただし書の許可の証印は、第5号様式とする。

- 第10条の2 条例第15条の2第1項に規定する点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、支持部、取付部等の変形、腐食若しくは緩み、広告板の変形、腐食若しくは破損、又は照明装置の破損若しくは変形その他必要な項目について行うものとする。
- 2 条例第15条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、貼紙、貼り札等、広告旗又は立看板等その他の簡易なものとす。
- 3 条例第15条の2第2項の規定による点検の結果の提出は、屋外広告物安全点検報告書（第5号様式）を提出することにより行わなければならない。
- 4 屋外広告物安全点検報告書は、条例第15条の2第2項の規定による点検の結果の提出を行う日から90日前までの期間に行つた点検の結果に基づき作成したものでなければならない。
- 5 屋外広告物安全点検報告書には、当該点検を行つた者が第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付しなければならない。
- (特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない広告物等)
- 第11条 略
- (特定屋外広告物安全管理者の資格)
- 第11条の2 条例第16条第2項に規定する規則で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第48条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う前号の講習会に準じた講習会の課程を修了した者
- (4) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築

士（木造建築士を除く。）の資格を有する者

(6) その他前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認定した者

(特定屋外広告物安全管理者の設置の届出)

第12条 略

2 前項の届（同項ただし書に該当する場合には、申請書）には、当該特定屋外広告物安全管理者が前条各号

のいずれかに該当することを証する書類又はその写しを添付しなければならない。

(表示者等の変更の届出)

第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、屋外広告物表示者等変更届（第7号様式）によらなければならない。この場合において、当該届出の内容が条例第16条第1項の特定屋外広告物安全管理者の変更に係るものであるときは、当該特定屋外広告物安全管理者が第11条の2各号又はその写しを添付しなければならない。

2 略

別表第3（第4条関係）

広告物又は掲出物件の種類	基準
略	略
電車の外面を利用するもの	次に掲げる基準のいずれかによるものとする。 1 次のいずれにも適合するものであること。 (1) 前面又は後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下でそれぞれ1件以内とすること。 (2) 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。

(特定屋外広告物安全管理者の設置の届出)

第12条 略

2 前項の届（同項ただし書に該当する場合には、申請書）には、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第32条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付しなければならない。

(表示者等の変更の届出)

第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、屋外広告物表示者等変更届（第7号様式）によらなければならない。この場合において、当該届出の内容が条例第16条第1項の特定屋外広告物安全管理者の変更に係るものであるときは、当該特定屋外広告物安全管理者が神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付しなければならない。

2 略

別表第3（第4条関係）

広告物又は掲出物件の種類	基準
略	略
電車又は自動車等の外面を利用するもの（電車又は路線バスの一の車体について表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものを除く。）	1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。 2 一の車体についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以内とすること。 3 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。 4 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下とすること。

- (3) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。
- (4) 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。
- (5) 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。
- 2 次のいずれにも適合するものであること。
- (1) 一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以内であること。
- (2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。
- (3) 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。
- (4) 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。
- (5) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。
- 次に掲げる基準のいずれかによるものとする。
- 1 次のいずれにも適合するものであること。
- (1) 表示の位置は、前面以外とすること。
- (2) 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。
- (3) 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。
- (4) 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。

路線バスの外面を利用するもの

電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の車体についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの

- 5 後面に表示するものは、1件とすること。
- 6 広告宣伝用自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。）に表示する場合には、1から5までの基準は、適用しない。
- 1 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示しないこと。
- 2 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。
- 3 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。
- 4 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものとすること。
- 5 電車に表示する場合には、1から4までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準によること。
- (1) 一の外面についての表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以内とすること。
- (2) 屋根には、表示しないこと。
- 6 路線バスに表示する場合には、1から4までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準によること。
- (1) 表示の位置は、前面以外の外面とすること。
- (2) 車体の窓上における表示は、地色1色とすること。

<p>(5) 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</p> <p>(6) 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</p> <p>2 次のいずれにも適合するものであること。</p> <p>(1) 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>(2) 車両の窓の上端から上部には、文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。</p> <p>(3) 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</p> <p>(4) 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</p> <p>(5) 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</p> <p>(6) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</p>	<p>自動車等（路線バスを除く。）の外面を利用するもの</p> <p>1 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>2 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</p> <p>4 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</p> <p>5 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</p> <p>6 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</p>
---	--

7 広告宣伝用自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。）に表示する場合にあつては、1から3までの基準は、適用しない。	略
--	---

第1号様式（第3条、第7条関係）

屋外広告物（表示・設置・更新）申請書

略
---

- 備考 1 略
- 5 6 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 略
- (3) 略
- (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する 場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書
- (5) 現に設置されている掲出物件に広告物を表示する場合にあっては、屋外広告物安全点検報告書（第5号様式）
- (6) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合にあっては、当該特定屋外広告物安全管理者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写し
- (7) 略
- 7 更新の許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書を添付

略	略
---	---

第1号様式（第3条、第7条関係）

(表)

屋外広告物（表示・設置・更新）申請書

略
---

(裏)

- 備考 1 略
- 5 6 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 略
- (3) 略
- (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書
- (5) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合にあっては、神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- (6) 略
- 7 更新の許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書を添付

してください。

- (1) 略
- (2) 広告物又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を確認  
することができ天然色写真及び点検箇所ごとの写真（当該広告  
物又は掲出物件の補修を行った場合にあつては、その前後の写真  
を含む。）
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有  
又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾  
書又は許可書
- (4) 屋外広告物安全点検報告書（第5号様式）
- (5) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならぬ場合に  
あつては、当該特定屋外広告物安全管理者が茅ヶ崎市屋外広告物  
条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であること  
を証する書類又はその写し
- (6) 略

別紙

略

備考 略

してください。

- (1) 略
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他  
人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理  
者の承諾書又は許可書
- (3) 広告物又は掲出物件の状況を確認することができる天然色写真
- (4) 自主点検等に係る屋外広告物自主点検結果報告書（第2号様式  
）
- (5) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならぬ場合に  
あつては、神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号  
のいずれかに該当する者であることを  
証する書類
- (6) 略

別紙

略

備考 略

第2号様式（第7条関係）

屋外広告物自主点検結果報告書

(宛先) 茅ヶ崎市長 年 月 日

報告者 住所又は所在地  
氏名（法人にあつては、  
名称及び代表者  
氏名）  
電話番号

広告物又は掲出物件の自主点検等の結果について、次のとおり報告し  
ます。



対象物件	表示又は設置の場所 茅ヶ崎市
	別紙のとおり
	許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
自主点検	住所 氏名 電話番号 ( )
	自主点検年月日 年 月 日
	点検内容 別紙のとおり
補修	住所 氏名 電話番号 ( )
	補修年月日 年 月 日
	補修の内容

備考 1 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。

2 茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条に定める基準に該当する広告物又は掲出物件である場合にあっては、特定屋外広告物安全管理者が行ったものに限ります。

別紙

番号	取付(	点検内容			点検内容
		主要部	ボルト	表示面	
広告物等		表示面			

の種類の	支持) 部分の 変形又は 腐食は	材の変 形又は 腐食	ビス 等のさ び又は 緩み	の汚染 、退色 又は剥 離	の破壊	の説明
1	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有	

	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無
7	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

備考 「点検内容」欄は、それぞれ該当する□にレ印を記入してください。  
第3号様式（第9条関係）

第2号様式（第9条関係）

(表)

屋外広告物（変更・改造）申請書

略

備考 1 ) 略  
3

略

(裏)

備考 1 ) 略  
3

4 次に掲げる図書を添付してください。

(1) 案内図

(2) 広告物又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を確認することができる天然色写真及び点検箇所ごとの写真（当該広告物又は掲出物件の補修を行った場合にあつては、その前後の写真を含む。）

(3) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面

(4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(5) 屋外広告物安全点検報告書（第5号様式）

(6) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合にあつては、当該特定屋外広告物安全管理者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であること  
を証する書類又はその写し

(7) その他市長が必要があると認める図書

第3号様式（第10条関係）

略

第4号様式（第10条関係）

略

第5号様式（第10条の2関係）

屋外広告物安全点検報告書

(宛先) 茅ヶ崎市長

年 月 日

住所又は所在地

報告者 氏名（法人にあつては、

名称及び代表者

氏名）

印

広告物又は掲出物件の点検結果について、次のとおり報告します。

4 次に掲げる図書を添付してください。

(1) 案内図

(2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面

(3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(4) 広告物又は掲出物件の状況を確認することができる天然色写真  
(5) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合にあつては、神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(6) その他市長が必要があると認める図書

第4号様式（第10条関係）

略

第5号様式（第10条関係）

略

表示又は設置の場所	茅ヶ崎市	
広告物等の種類		
設置年月日	年 月 日 ( 年経過 )	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
対象物件	点検実施者	住所 氏名 電話番号 ( )
	点検年月日	年 月 日
	資格名称	
	点検内容	別紙のとおり
	補修実施者	住所 氏名 電話番号 ( )
補修	補修年月日	年 月 日
	補修物件	
	補修の内容	

- 備考
- 1 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
  - 2 点検実施者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付してください。

3 「別紙」は、広告物又は掲出物件ごとに作成してください。

別紙

番号	広告物等の種類	表示の内容		
点検箇所	点検項目	異常の有・無	改善の概要	
上部基礎部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、充填材の劣化等	有	無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無	
	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	

広告板	2. 側板、表示面板押さえの腐食、破損、 ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3. 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1. 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2. 照明装置の取付部の破損、変形、さび、 漏水	有	無	
	3. 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1. 付属部材の腐食、破損	有	無	
	2. 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3. その他点検した事項 ( )	有	無	

備考 1 「異常の有・無」欄は、該当する方に○印を記入してください。  
 2 広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「改善の概要」欄に斜線を引いてください。  
 3 「付属部材」とは、装飾、振れ止め棒、鳥よけ及びその他付属品をいう。

第6号様式 (第12条関係)

特定屋外広告物安全管理者設置届

略

備考 1 略  
 2 当該特定屋外広告物安全管理者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付してください。

第6号様式 (第12条関係)

特定屋外広告物安全管理者設置届

略

備考 1 略  
 2 神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付してください。

第7号様式 (第13条関係)

屋外広告物表示者等変更届

略

備考 1 略

2 特定屋外広告物安全管理者の変更に係るものときは、当該特定屋外広告物安全管理者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第1条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付してください。

第14号様式 (第22条、第23条関係)

広告協定 (変更・廃止) 認定申請書

略

備考 略

第7号様式 (第13条関係)

屋外広告物表示者等変更届

略

備考 1 略

2 特定屋外広告物安全管理者の変更に係るものときは、神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付してください。

第14号様式 (第22条、第23条関係)

(表)

広告協定 (変更・廃止) 認定申請書

略

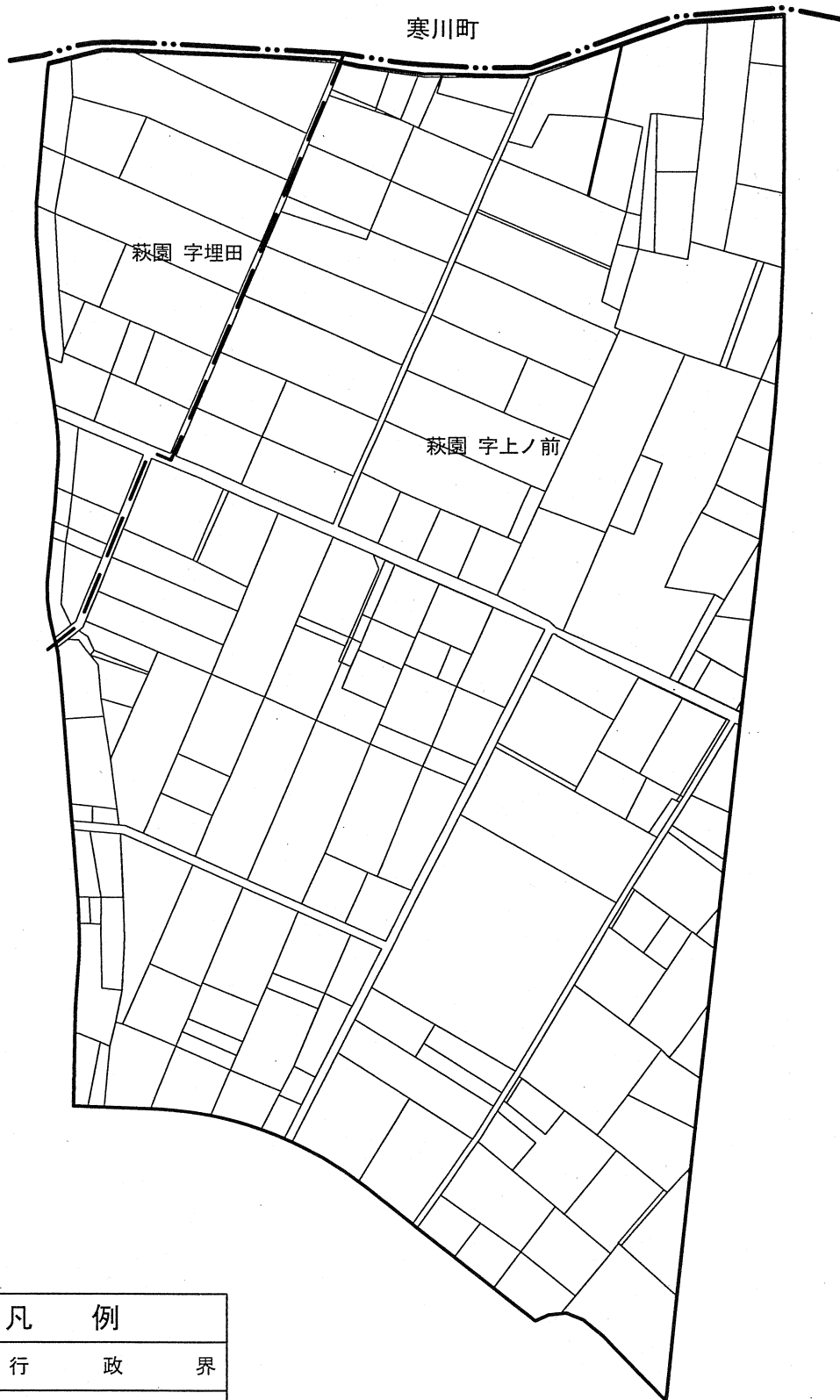
(裏)

備考 略

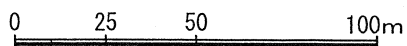


土地区画整理事業区域 変更前

寒川町



凡 例	
	行 政 界
	小 字 境 界
	土地区画整理事業区域界



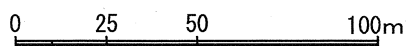
土地区画整理事業区域 変更後

寒川町



萩園/字上ノ前

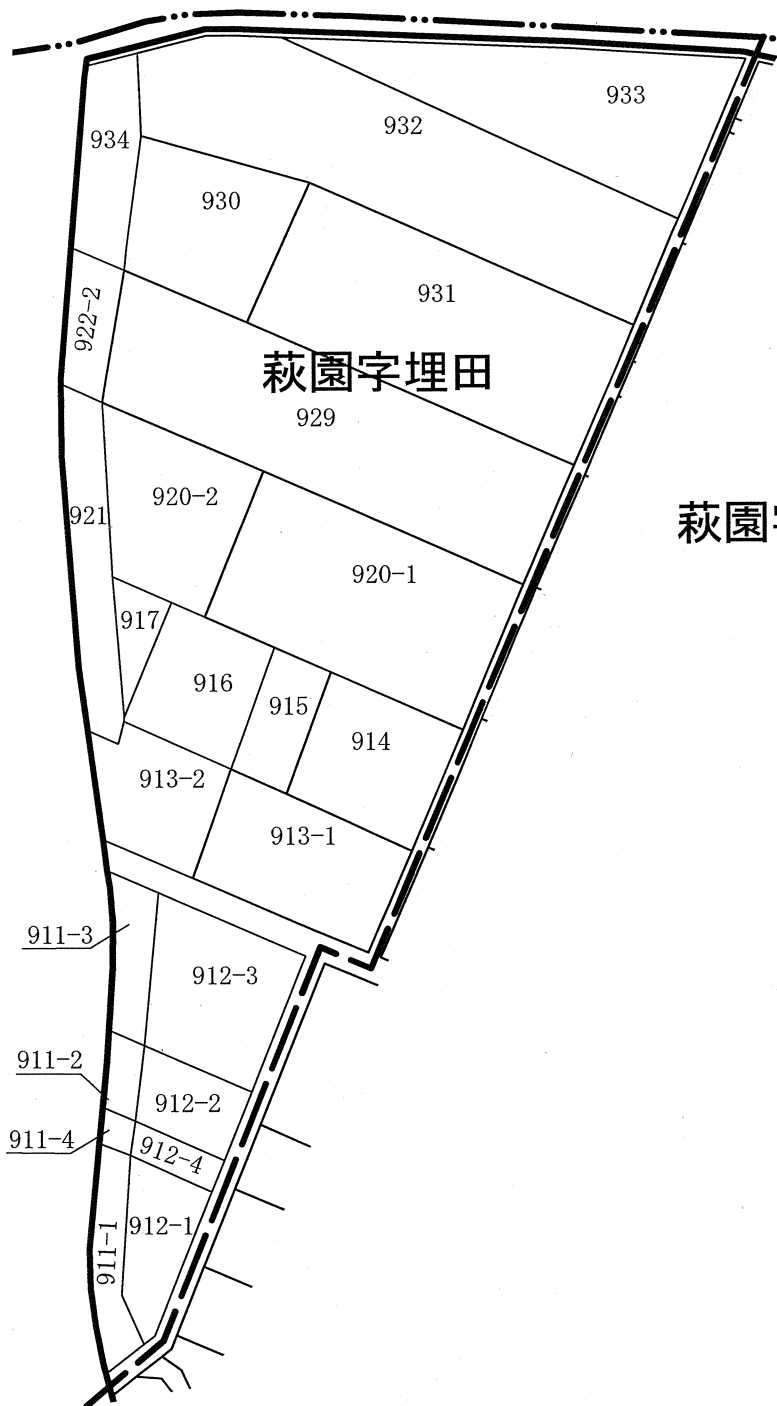
凡 例	
—●—●—●—	行 政 界
- - -	新 小 字 界
—	土地区画整理事業区域界



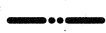


土地区画整理事業区域 変更前  
 変更区域拡大図

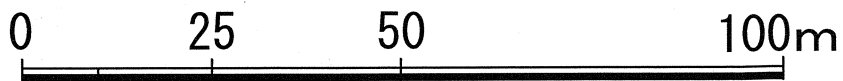


寒川町



萩園字上ノ前

凡 例	
	行 政 界
	小 字 境 界
	土地区画整理事業区域界



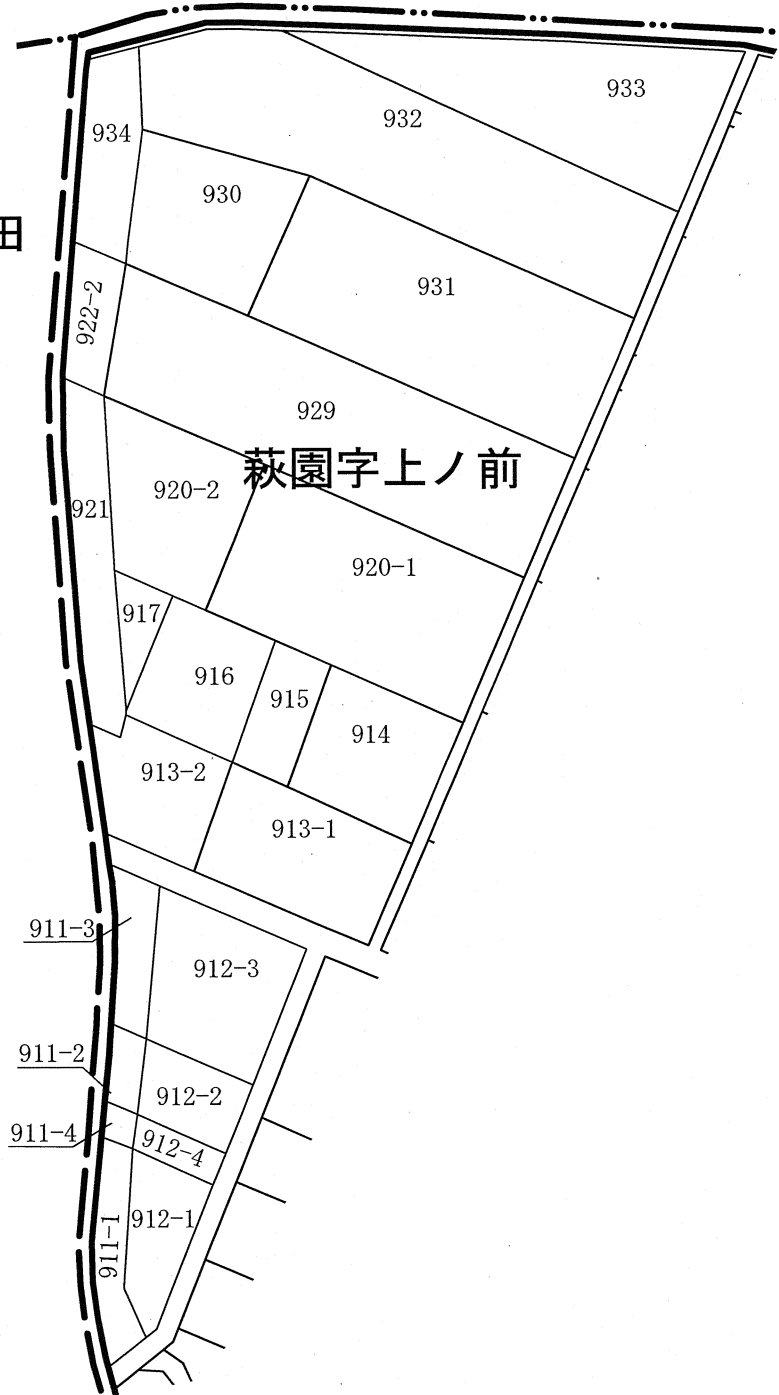
土地区画整理事業区域 変更後  
変更区域拡大図



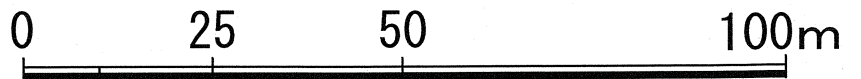
寒川町

萩園字埋田

萩園字上ノ前



凡 例	
	行 政 界
	小 字 境 界
	土地区画整理事業区域界



## 「報告第21号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和2年9月25日 午後6時20分頃  
 事故発生場所 茅ヶ崎第2駐車場内  
 事故当事者 相手方 市外所在の法人  
 当 方 茅ヶ崎市

## 経 過

令和2年 10月 5日 道路管理課より事故発生の連絡を受ける。  
 令和2年 10月 5日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会  
 へ電話にて報告する。  
 令和2年 10月 9日 自動車損害共済事故速報を公益社団法人全国市  
 有物件災害共済会に提出する。  
 令和2年 10月20日 専決処分（示談の締結）をする。

## 和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		54,637円
(算出内訳)		(修理費) 54,637円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	54,637円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 54,637円×100% =54,637円	

## 「報告第22号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和2年8月12日 午後3時頃  
 事故発生場所 茅ヶ崎市浜之郷255番地5地先  
 事故当事者 相手方 市内在住の女性  
 当 方 茅ヶ崎市

## 経 過

令和2年 8月12日 道路管理課より事故発生の連絡を受ける。  
 令和2年 8月13日 自動車損害共済事故速報を公益社団法人全国市有  
 物件災害共済会に提出する。  
 令和2年 11月 2日 専決処分（示談の締結）をする。

## 和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		346,170円
(算出内訳)		(修理費) 346,170円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	346,170円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 346,170円×100% = 346,170円	